

平成 31 年度 事業計画

グループホームりゅうりゅう I II III

1) 事業所運営の理念・基本方針

(理念)

安心かつ安全な生活の場を職員全員の協力により築いていきます。

(基本方針)

- ① 職員は報告、連絡、相談を基本として情報の共有化を目指していきます。
初めに相談（意見交換）、早めに連絡（情報共有）、最後に報告（情報確認）
をすることにより、チームワークを築いていきます。
- ② ご入居者様の安心かつ安全な生活を確保するために、個々の支援員が各自の
役割を明確に認識し、その役割を果たしながら、指向する目標の実現に努めます。
- ③ ご入居者様の意思を尊重し、ご入居者様から「居心地が良い」「認めてもらえる」
「安心できる」と思われるホームの構築に努めます。
そのために、ご入居者様の意思を即座に否定するのではなく、できる限り受け止めて
寄り添うような支援を目指していきます。

2) 管理者の事業に対する考え方

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①最大限の稼働率を目指します。
- ②居室が空いたら、早急に新しいご入居者様を受け入れるよう努力します。
 - ・各関係機関に連絡をし、見学にはきたが入居に至らず継続中。
 - ・入居稼働率 100%を維持できるよう努める。
- ③ご入居者様の真の要望等を注意深く見極めて、多面的かつ客観的に判断できるように、
人に対する洞察力と慈愛心を培っていきます。
- ④ご入居者様の自立に向け、他の関係機関と連携しながら支援していきます。
- ⑤内部研修・外部研修を通して、職員の質の向上を目指すように努める。

3) サービス提供体制（基本報酬・加算）

- ①生活援助 I（基本報酬世話人 4：1）・・・1日の単位 区分 (2) 292・区分 (3) 381 区分
(4) 467 区分 (5) 520
- ②夜間支援等体制加算 I（加算）・・・1日の単位 149
- ③処遇改善加算 I・・・平成 31 年度より算定
- ④帰宅時支援加算 I・・・単位 187
- ⑤福祉専門員配置等加算 II・・・単位 7

4) 稼働率向上計画

(りゅうりゅうⅠ・Ⅱ・Ⅲ)

- ①ご入居者様の地域社会における生きづらさを、支援員としてどのように理解し受容するか、支援業務を通してご入居者様の状況に合わせた配慮ができるように努めます。
- ②ご入居者様の外泊を出来るだけ控えていただけるように、居心地の良い環境づくりに努めます。
- ③区役所、就労支援センター、地域活動支援センター、ハローワーク、病院等の関係機関とは、積極的に情報収集や情報提供を行い相互の連携に努めます。

(りゅうりゅうⅠ)

- ・9名の満床に心掛けます。

(りゅうりゅうⅡ・Ⅲ)

- ・それぞれ、5名・6名の満床に心掛けます。

5) 職員配置体制及び人材育成指導

- ①ご入居者様を支援するに当たって悩んでいることが、相談・報告・連絡を密にすることにより解消されるような職場の雰囲気作りに努めます。
- ②支援員が互いに相談し情報交換ができるような環境を整え、支援員としての個人の成長に繋がる充実感が得られるように努めます。

6) 各種委員会・研修体制 (年間計画は別紙参照)

(外部研修)

- ①障がい者の虐待研修
- ②障がい者の権利研修
- ③専門的な(知的障害・自閉症・精神障害)研修
- ④福祉と教育の連携に向けて
- ⑤入居者様の高齢化に伴う社会資源の確保

(内部研修)

- ①障がい者支援員としてのフォローアップ研修の実施、本部主催の新人研修。
- ②専門性を高めることを目指す研修

7) 入居者（利用者）のニーズ・要望への対応

- ①十分なアセスメントは支援の柱となるので重視していきます。
- ②ご入居者様の意向を把握し、ご入居者様の了解を得ながら提供するサービスを明確にしていきます。
- ③ご入居者様に寄り添って十分に聴く・知ることから始め、求めている支援とニーズを的確に把握して、定期的な個別支援計画としていきます。

8) 入居者（利用者）の苦情受付体制及び対応

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①苦情対応窓口はサービス管理責任者と重要事項説明書に記載されています。
できるだけ苦情やクレームになる前に対応できるように、ご入居者様及びご家族様との信頼関係の構築に努めます。
- ②実際に苦情やクレームの訴えがあった場合には、誠意を持って迅速に対応します。
- ③苦情やクレームの内容は、詳しく聴き取り、正確に把握し、明確にします。

9) 事故防止（再発予防）計画

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①日頃からご入居者様の生活が安心かつ安全に過ごせるように努めます。
- ②事故が発生した時は、その状況に必要な最善の対応をします。
- ③事故発生の原因を明確にして、本部に報告します。
- ④書面に記録して市役所及び区役所に報告し、ホーム内で検討会議をして各支援員に周知し、事故の再発防止に努めます。
- ⑤服薬管理に関しては、職員全員が必ず把握できるように周知徹底し、誤薬事故の発生防止に努めます。
- ⑥ヒアリハットの活用努めます。

10) 施設設備の保守・管理

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①ご入居者様が生活する上で、安心・安全・快適な環境になっているか随時かつ継続して確認します。
- ②定期的にホーム内の設備等の点検を心がけ、常に清潔な環境の保持に努めます。

1 1) 個人情報保護計画

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①職員入職時に個人情報保護の書類を交わしています。
- ②基本的には、りゅうりゅう関係書類は一切持ち出し禁止としています。
- ③情報管理をしていくうえで、業務上知り得た個人情報の漏えいを防ぐ体制を整える。
- ④個人情報に関わる研修の強化。

1 2) 関係団体・地域団体との連携

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①町内会に加入しています。自治会で行われる行事には、出来るだけ参加し、ご入居者様の理解して頂けるよう努めます。
- ②地域の障がいサービス事業所と連携を図り、地域の情報を把握出来るよう努めます。

1 3) 社会資源としての役割

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①毎月の各自治会による廃品回収に協力。
- ②年末自治会清掃の参加、ゴミ拾いをご入居者様とおこない地域に貢献をする。

1 4) 実習生・ボランティア受入、育成

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①実習生・ボランティアの方々の受け入れは、本部と相談をし決定していく。

1 5) 防災・防犯対策

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①災害時の連携体制は、恵正福祉会・わーくさぼーと恵の杜と記載しています。
- ②ご入居者のフェイスシートを本部で保管。
- ③非常時は「消防計画」に沿って対応します。
- ④各ご入居者様、個人の非難リュックの点検、確認。
- ⑤避難訓練はご入居者様参加のうえ消防立ち入り検査を含み、年2回。
- ⑥町内消防訓練をご入居者様と参加。

(りゅうりゅう I・II・III)

- ①災害時の連携体制については、本部・恵の家・わーくさぼーと阿久和も
災害時のバックアップはお互いに助け合う事にします。

※ALSOK との連携

- ・三和サービスによる保守点検。

{年間計画}

イベント		計画予定	
4月	誕生日会	4月	虐待について
5月	お楽しみ会	5月	
6月	誕生日会	6月	虐待について
7月	誕生日会	7月	消防訓練
8月	誕生日会	8月	
9月	誕生日会	9月	消防訓練（町内会予定） 4施設合同お祭り
10月	誕生日会 旅行（日帰り予定）	10月	虐待について
11月	誕生日会	11月	消防訓練（町内会予定）
12月	クリスマス会 忘年会	12月	
1月	お楽しみ会	1月	個人情報
2月	旅行	2月	個人情報
3月	誕生日会	3月	

※勉強会等は、計画と違う事があるが、実践していくよう努めます。

町内会のイベントなどは、未定ですが参加をします。